

## 三條市水害対応マニュアルの改正について

## 1 趣 旨

平成 17 年に内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に多くの市町村で避難勧告等の判断基準が定められてきたが、依然として多くの犠牲者が出ていることから、中央防災会議等で議論がなされ、これらの報告を受け、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正された。

また、旧ガイドライン策定以降、土砂災害警戒情報の提供や洪水予報の見直し、新たな気象情報の提供が行われるようになったこと等から、平成 26 年 4 月にガイドラインの改正が行われた。

三條市として、この改正を踏まえ、住民等の円滑かつ安全な避難の確保するため、三條市水害対応マニュアルを見直すもの。

## 2 改正内容 配備体制及び避難情報発令の基準の見直し

## (1) 河川

区 分	判 断 基 準			備 考
	五十嵐川(渡良瀬橋)	刈谷田川(大堰)	信濃川(尾崎)	
第 1 次配備	11.3m	16.0m	8.5m→ <b>(新) 8.2m</b>	水防団待機水位から
第 2 次配備	12.0m	17.0m	9.0m	
第 3 次配備 避難準備情報	13.5m	18.5m	10.0m→ <b>(新) 9.5m</b>	避難判断水位から
避難勧告	14.0m	19.0m	11.0m	
避難指示	災害発生の危険性が非常に高い、又は災害が発生			

## (2) 土砂災害

区 分	判 断 基 準	
	(現)	(新)
第 1 次配備	大雨警報発令＋累計雨量 120mm 土砂災害前ぶれ情報の発令	<b>土壌雨量指数基準の超過による大雨注意報が発表</b>
第 2 次配備	土砂災害警戒情報の発令	<b>2 時間以内に大雨警報（土砂災害）の発令基準に到達する予測が発表</b>
第 3 次配備 避難準備情報	土砂災害発生の前兆が確認	<b>大雨警報（土砂災害）が発表 土砂災害前ぶれ情報が発表</b>
避難勧告	災害発生の危険性が非常に高い 災害が発生	<b>土砂災害警戒情報が発表 土砂災害発生の前兆が確認</b>
避難指示		災害発生の危険性が非常に高い 災害が発生

※該当地区に、支部・避難所の設置、避難情報の発令を行う。

## (3) 特別警報の発令（数十年に一度の降雨量や台風等が予想される場合）

区 分	対 応
雨量を基準とする大雨特別警報が発令	<b>第 3 次配備に入り、避難勧告を発令（市内全域）</b>
台風等の規模を要因とする大雨特別警報が発令	<b>第 3 次配備に入り、避難準備情報を発令（市内全域）</b>

【参考】

「三条市地域防災計画 風水害対策編」から

○ 職員の非常配備基準

別紙

